

【第2問】(配点: 50)

次の事例を読んで、後記の設間に答えなさい。

【事例】

家庭用電化製品の製造・販売等を業とするA社においては、その総従業員数の85%に当たる従業員が組合員として加入するB労働組合（以下「B組合」という。）が組織されており、A社とB組合の間には、ユニオン・ショップ協定及びチェック・オフ協定を含む労働協約が締結されていた。

Cは、大学卒業後、A社に入社し、22年の勤務を経て営業第二課長となった。その後、Cが、その部下であるDを、営業成績が一向に上がらないことについて強い口調で叱責し、これを気に病んだDがA社を辞職するという事態に至った。この事態を問題視したA社は、B組合との労働協約に基づいて設置され、A社の管理職員とB組合の執行役員によって構成される懲戒委員会に、この件を付議した。懲戒委員会は、この件について事実調査を行い、CのDに対する叱責等の行為は減給処分に相当するとの決定をした。この決定を受け、A社は、同社の就業規則の規定に基づき、Cを減給処分とした。

この処分に不満を持ったCは、入社以来加入しているB組合に相談をしたが、B組合の執行部から「この処分は、当組合の執行役員も参加した懲戒委員会の調査と決定に基づくものであり、既に解決済みである。」と返答され、全く取り合ってもらえなかった。

CはB組合とE組合の会員
このようなB組合の対応に対しても不満を持ったCは、B組合を脱退せず、同組合の組合員としての地位を維持したまま、いわゆる地域合同労組であるE労働組合（以下「E組合」という。）に加入した。この際、Cと同様にA社の従業員であり、かつ、B組合の組合員であって、この件についてのA社とB組合の対応に不満を持ったF及びGの2名も、Cに共感し、Cと共にE組合に入会した。

前記の減給処分についてCから相談を受けたE組合は、A社に対し、「当組合員Cの減給処分に関する件」を交渉事項とする団体交渉申入書を送付した。この申入書には、E組合の名称、所在地及び執行役員名と共に、「貴社が雇用する組合員」として、「貴社営業第二課長Cのほか貴社従業員数名」との記載があった。また、同申入書には、E組合の組合規約も添付されていた。

これに対し、A社は、「弊社に労働組合として団体交渉を求めるのであれば、貴組合の組合員名簿をご提出ください。少なくとも、貴組合の組合員のうち弊社の従業員である者の全ての氏名を明らかにしていただかなければ、弊社としては、貴組合と責任を持って団体交渉を行うことができません。また、②Cは、弊社内の労働組合であるB組合にも加入しており、二重交渉となる可能性がある以上、Cに関する貴組合からの団体交渉の申入れには応じることができません。さらに、Cは、③弊社の管理職員（営業第二課長）であるため、貴組合は、適法な労働組合とは認められないものと思料します。」との書面をE組合に送付した。

これを受けて、E組合は、A社に対し、「本団体交渉を行うに当たり、組合員名簿の提出は必要ありません。確かにCはB組合にも加入していますが、B組合は本件について『既に解決済み』との対応を探っています。③Cが貴社の営業第二課長であることも、本団体交渉を拒否する理由にはなりません。」との書面を送付した。しかし、A社は、その後もE組合からの団体交渉の申入れに応じていない。

なお、A社におけるCの営業第二課長としての勤務内容及び待遇は、①営業第二課の課員の人事考課を行い、人事考課表を同社の人事課に提出する、②営業第二課の課員それぞれから、人事異動についての希望を聴取し、聴取した事項を取りまとめて同社の人事課に提出する、③営業第二課の営業方針と計画についての原案を作成し、営業統括部長に提出する、④A社の経営方針の決定機関である経営会議と取締役会には、営業第二課に関わる案件がある場合にのみ出席し、必要な説明を行うが、議事に参加する権限や議決権はない、⑤月額12万円の役職（課長）手当が支給される

10:21 ~ 10:28
10:28 ~ 49
10:42 ~ 11:58

一方、時間外・休日労働に対する割増賃金は支給されない、⑥課員と同様に出社時及び退社時にタイムカードの打刻をするが、出勤・退勤時間について拘束ではなく、遅刻・早退に対する賃金カットはないというものであった。

〔設問〕

1. E組合は、A社を相手方として、どのような機関に、どのような法的根拠で、どのような内容の救済を求めることが考えられるか。救済の内容について検討すべき法律上の論点を挙げつつ、論じなさい。
 2. 1で述べた救済は、認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げて論じなさい。

1

1. 因素種類에 따라 차이가 있다. ① 흡수기능 차이
② 수분, ③ 비탄생, ④ 운동기능 차이
(2019. 11. 10)

2. $\sqrt{2} \in [a, b]$

- ④ 2月 5日 河流調查大分 周 000

- ② 7月→20周 → 妊娠中期 ⇒ 第1回内・妊娠土-35%

- ③ $2x^2 - 2x + 1 \rightarrow 2(x-1)^2 + 1$ 不立

④ ~~題~~
A社がB社にC社の債権を譲り受けた場合、C社はA社とB社との間に債権を有する
場合である。つまり、二社の間でC社の債権が譲り受けられたことになる。

司銀錢

- 1月12日 朝食準備27F-2.
午後自ら床面を掃除しておいた
+3時-27F+1F 階段のC-3
事務所へ→床面を掃除して
-27F-27F-1F-1F
+3時-27F+1F 階段のC-1
+3時-27F+1F 階段のC-1
午後自ら床面を掃除しておいた
Cは床面を掃除しておいた
Cは床面を掃除しておいた

人二字之注
25年2月7日
3月7日
+ 2月7日

中产工-轻工
日用品厂

- 25 -

(3) 事の進行形を表す動詞をつけています。

卷之二

(4) 平らな = 玄関下段の中央

— 1 —

(2) ② = ④ - 13 E. - ⑦ T.C.

労働法第2問

1 総問 1

1. E組合は、A社やB組合がSの团体交渉へ甲立に応じないが、E=12社 団体交渉拒否不当労働行為(労基法7条2号)が成立する。労使双方同意はない。①団体交渉命令、甲立2(労基法27条XF1)を32-7号で行う。

E組合は、上記不當労働行為が成立して、労使間に付けて、②団体交渉を平和的地位12月3日Yへ届け出る。③見直し団体交渉請求書、B社 ④団体交渉権(労基法28条)行使申請書(53不法行為に係る労使交渉請求)(労基法70条、710条)を附してYに提出する。万32-7号をもつて終了。

2. 以下2社、うち不當労働行為が成立(下場合は上場合①から④まで)生じた場合に2社とも感じた。

(1) ① 下場合は、下場合は、労使間の協定、取扱い、甲立人直視や説明によるものとし、当該労働組合が労基法7条34-5条2項、要件を満たす場合に成立する。T=F、2. E組合が法適用組合、D組合は2社未だ。①が記載ある。

(2) ② 労基法7条下場合は、労使間において和議上、双方同意するものとする。T=F、2. E組合が労使間の協定、取扱い、甲立人直視や説明によるものとし、当該労働組合が労基法7条34-5条2項、要件を満たす場合に成立する。T=F、2. E組合が法適用組合、D組合は2社未だ。②が記載ある。

(3) ③ 動法28条+労基法7条7項の労使間の協定が成立する。E=12社(組合者、見解の有する者)を構成する(二)の労働者である。また、法適用組合は、団体交渉命令の甲立乙4;行政取締役立会、乙4(284)是れ又團體交渉権行使に近い結果を得る二種類がある。是れ又團體交渉権行使

1 権利義務関係の変更は、原則として合意によるものとされる。
2 権利義務関係の変更は、原則として合意によるものとされる。ただし、是体と自体交渉する場合においては、
3 例：（1）AとBが合意してCとDを合意する。
4

（4）④

5 A社は下請労働者に対する直接の雇用關係を有する。従業員に対する、によるE組合の
6 団体交渉権は、原則として「直接の労使」（即ちE組合）によるものである。E組合は、
7 例：下請労働者に対する直接の雇用關係を有する。従業員に対する、によるE組合の
8

専門2

1. 球根不當労働行為の成立条件。

2. EAとCAの差別化を要求事業者が団体交渉や、同様にEAとCAの「使用者」
3. (労組法第251条)の規定。

4. 「雇用労働者、代表者」(月報2号)と「労使組合」(月報2号)と月報二者ある。E組合は、
5. 労使が主体となる、労使の条件改善を経済的増進のため団体行動主義を主張する
6. 3月例会と組合方との団体（月報2号）の規定。問題は、営業第二課長がSCG
7. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
8. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
9. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
10. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
11. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
12. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
13. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
14. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
15. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
16. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
17. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
18. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
19. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
20. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
21. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
22. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、
23. 例：EAとCAのE組合は月報2号の規定により、月報2号の規定により、

1. EAは「後見人」の立場で、Eは、営業第二課、該課の人事課員飛行機、人事委員会に組合方との協議を行なう。
2. (事務)提出(EH) (1)、営業第二課、該課の人事課員飛行機、人事委員会に組合方との協議を行なう。
3. 質問1～質問(2)を取扱い(1)～(2)の組合方との協議を行なう。

有(2)(3)下水、^{「昇進又は異動」}昇進又は異動^{127u2}一起、^{「相應」}也有^{127u3}。し
5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
f1. 最終的解決^{127u1}人事課、上級管理職^{127u2}監理^{127u3}二つが、(f1)「昇進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 2. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 3. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 4. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 5. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 6. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 7. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 8. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 9. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 10. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 11. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 12. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 13. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 14. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 15. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 16. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 17. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 18. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 19. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 20. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 21. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 22. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。 (f1), 23. 有^{127u5}「廻顧屏異進又は
異動」^{127u2}直接、相應^{127u3}有^{127u4}。

1 (3) ① 顧客が店舗に来店する。② 固体歩道（7月25日付）緊急用固体車輌を運搬車両で荷物を輸入
2 7月26日。第3回文書提出。③ 固体歩道用車両を交付。④ 相手は、荷物乗合車両の運行ルート
3 車両の荷物積み下ろし場所を決定する。⑤ 固体歩道用車両を運搬する。⑥ 搬送用車両
4 7月27日。緊急用固体車輌を運搬車両で輸入。⑦ 固体歩道用車両を返却。⑧ 第4回文書提出
5 7月28日。緊急用固体車輌を運搬車両で輸入。⑨ 固体歩道用車両を返却。⑩ 第5回文書提出
6 7月29日。緊急用固体車輌を運搬車両で輸入。⑪ 第6回文書提出。
7 7月30日。緊急用固体車輌を運搬車両で輸入。

8 (4) A社は E相手 A社は 固体歩道用車両を運搬する。② E相手は、A社の車両を輸入。③ E相手は、
9 車両の荷物積み下ろし場所を決定する。④ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
10 ⑤ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑥ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
11 ⑦ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑧ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
12 ⑨ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑩ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
13 ⑪ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑫ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
14 ⑬ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑭ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
15 ⑮ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。⑯ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。
16 ⑰ E相手は、荷物乗合車両の運行ルートを決定する。

17 1. 三回目固体車両輸入。7月1日～7月2日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
18 2. 三回目固体車両輸入。7月3日～7月4日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
19 3. 三回目固体車両輸入。7月5日～7月6日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
20 4. 三回目固体車両輸入。7月7日～7月8日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
21 5. 三回目固体車両輸入。7月9日～7月10日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
22 6. 三回目固体車両輸入。7月11日～7月12日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。
23 7. 三回目固体車両輸入。7月13日～7月14日。二年後満了日：2021年3月31日。運送料金：3万円。